

2022年6月9日

株 主 各 位

埼玉県川口市栄町三丁目2番16号
株 式 会 社 A S J
代表取締役会長兼社長 丸 山 治 昭

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染リスクが続いております。株主の皆様のご健康とご安全のため、本総会当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。

併せまして書面による議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分） |
| 2. 場 所 | 埼玉県川口市川口三丁目1番1号
川口総合文化センター リリア4階音楽ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

＜新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた対応について＞

新型コロナウイルス感染症につきまして、本招集通知作成日現在において、依然予断を許さない状況となっております。また、日々感染者が確認できる状況が続いていることから、株主の皆様におかれましては、本総会のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。

その上で、当社といたしましては感染予防のため、当社第39期定時株主総会の開催にあたり、株主の皆様のご健康とご安全を第一に考え、下記のとおりご案内させていただきます。

○株主総会当日ご来場される株主の皆様へのお願い

- ・ 予め表紙に記載されております場所をご確認頂いた上で、ご来場くださいますようお願いいたします。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用についてご協力をお願い申し上げます。なお、マスクを着用いただけない場合は、会場への入場をご遠慮いただきます。
- ・ 受付前に検温を実施させていただきます。なお、検温の結果等により体調不良と見受けられる場合には、誠に恐縮ですが、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ 株主総会当日は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解の程お願い申し上げます。

○株主総会当日の当社の対応につきまして

- ・ 株主総会の登壇者及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 会場の入口付近には、アルコール消毒液をご用意させていただきます。
- ・ 株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行を予定しております。そのため、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略し、質疑応答につきましても株主様のご質問及びご発言を制限させていただく場合もございますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・ 株主様の座席は、ソーシャルディスタンス確保のため、例年よりも座席の間隔をあけて配置いたします。そのため、座席数を上回るご来場の場合は、入場をお断りさせていただく場合もございますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

※今後の流行状況及び政府・行政機関等の要請により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合並びに本書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.asj.ad.jp/>) に掲載させていただきます。適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、株主総会の決議結果につきましては、上記ウェブサイトにてご報告させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢による不安定な国際情勢に端を発する世界的なインフレの懸念等により、世界経済及び日本経済共に不安定な状況が継続しております。

そのような状況の中、当社グループでは、グループ各社のシナジー効果創生に向けて積極的に取り組むこと等の構造改革を進めております。その結果、通期連結売上収益が2,491,280千円（前期比0.6%減）となりました。

また、利益面につきましては、減損損失計上前では営業利益はプラスとなったものの、世界経済の景気減速による今後の日本経済の影響を考慮し、中期事業計画を見直し、減損損失として502,678千円を計上したことにより、営業損失484,746千円、親会社の所有者に帰属する当期損失484,603千円となりました。

当該減損損失計上により、費用性資産を圧縮することで、将来の減価償却費等が減少する見込みであることから、企業体質の強化を図ることができ、より一層の収益性向上が図れる体制を構築いたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの主たる設備投資は、新規事業用のソフトウェアの開発であり、総額313,658千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、新株予約権（行使価額修正条項付）の一部行使が行われたこと等により、81,687千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項 目	第 36 期 (2019年 3月期)	第 37 期 (2020年 3月期)	第 38 期 (2021年 3月期)	第 39 期 (2022年 3月期)
売 上 収 益 (千円)	2,315,934	2,482,778	2,506,557	2,491,280
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△423,130	25,070	50,440	△484,746
親会社の所有者に帰属する当期利益又は 親会社の所有者に帰属する当期損失(△) (千円)	△439,240	24,195	43,474	△484,603
基本的1株当たり当期利益又は 基本的1株当たり当期損失(△) (円)	△55.94	3.08	5.53	△61.13
資 産 合 計 (千円)	4,016,445	4,175,944	4,399,040	3,963,584
資 本 合 計 (千円)	2,823,777	2,836,453	2,891,722	2,486,099
1株当たり親会社所有者帰属 持分 (円)	359.62	361.23	367.15	312.67

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ASUSA Corporation	US \$ 100千	100%	インターネット研究・開発
株式会社イー・フュージョン	100,000千円	100%	iPhoneアプリの企画開発及び、Webコンテンツの企画制作コンサルティング
株式会社ASJコマース	72,000千円	100%	インターネット通信販売
アイテックス株式会社	452,598千円	100%	人事給与、就業・勤怠・労務管理システムの開発、販売、運用支援、保守サービス

- (注) 1. 上記子会社は、全て連結子会社であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アイテックス株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	880百万円
当社の総資産額	3,560百万円

(4) 対処すべき課題

2023年3月期におきましては、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進支援及び新規技術の研究開発活動を強化してまいります。

DX推進支援につきましては、企業の行政手続の電子申請推進支援、大規模医療機関におけるHRテック推進支援について強化していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社4社で構成されております。また各社の主な事業内容はネットサービス事業であり、単一のセグメントであります。

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社
技 術 本 部

埼玉県川口市栄町三丁目2番16号
埼玉県川口市飯塚一丁目18番8号

② 子会社

ASUSA Corporation	本 社	アメリカ合衆国
株式会社イー・フュージョン	本 社	埼玉県川口市
株式会社ASJコマース	本 社	埼玉県川口市
アイテックス株式会社	本 社 大阪事業所 仙台事業所	東京都千代田区 大阪府大阪市 宮城県仙台市

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数 156名（前期末比 6名減）

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社埼玉りそな銀行	114百万円
株式会社三井住友銀行	59百万円
株式会社三菱UFJ銀行	50百万円
株式会社武蔵野銀行	34百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 26,400,000株

② 発行済株式の総数 7,951,100株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は4,000株増加しております。

③ 株主数 3,545名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
丸山 治昭	3,164,600	39.80
宇佐美 益則	193,400	2.43
株式会社三井住友銀行	136,300	1.71
田村 公一	117,400	1.48
株式会社埼玉りそな銀行	113,600	1.43
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	107,300	1.35
青木 邦哲	107,200	1.35
A S J従業員持株会	100,200	1.26
堀 正明	93,400	1.17
黒岩 潤司	90,300	1.14

（注）1. 当社は、自己株式を18株保有しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

その他新株予約権等の状況

2020年10月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権
(行使価額修正条項付)

新株予約権の割当日	2020年11月4日
新株予約権の総額	9,009,000円
新株予約権の総数	9,100個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式910,000株
行使可能期間	2020年11月5日から2023年11月6日
新株予約権の払込金額	1個当たり990円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額1株当たり1,102円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の取引日をいいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額（772円）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
割当先	SMB C日興証券株式会社
2022年3月31日現在の新株予約権の残高	8,111個

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	丸山治昭	最高経営責任者
専務取締役	青木邦哲	最高執行責任者
専務取締役	沼口芳朗	最高技術責任者
常務取締役	中島茂喜	最高財務責任者
取締役	田代博之	事業本部担当役員
取締役	星俊秀	開発部担当役員
取締役	仁井健友	I R 部兼情報セキュリティ室担当役員
取締役 (監査等委員・常勤)	田村公一	
取締役 (監査等委員)	安永嵩	安永嵩税理士事務所所長
取締役 (監査等委員)	石井裕二	税理士法人世田谷税経センター代表社員税理士

- (注) 1. 取締役のうち、安永嵩氏及び石井裕二氏は、社外取締役であります。
2. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、上記のほか、以下のとおりであります。
- ・代表取締役会長兼社長丸山治昭氏は、当社子会社であるアイテックス株式会社の取締役会長を兼務しております。
 - ・専務取締役青木邦哲氏は、当社子会社であるアイテックス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・専務取締役沼口芳朗氏は、当社子会社であるアイテックス株式会社の取締役副社長を兼務しております。
 - ・常務取締役中島茂喜氏は、当社子会社であるアイテックス株式会社の取締役管理本部長を兼務しております。
 - ・取締役田代博之氏は、当社子会社である株式会社A S J コマースの取締役を兼務しております。
 - ・取締役星俊秀氏は、当社子会社である株式会社イー・フュージョンの取締役を兼務しております。
 - ・取締役仁井健友氏は、当社子会社である株式会社A S J コマース、アイテックス株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役 (監査等委員) 田村公一氏は、当社子会社である株式会社イー・フュージョン、株式会社A S J コマース、アイテックス株式会社の監査役を兼務しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 取締役 (監査等委員) 安永嵩氏及び取締役 (監査等委員) 石井裕二氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、安永嵩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

・当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	
取締役（監査等委員を除く）	91,995千円	91,995千円	7名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,980千円 (3,000千円)	10,980千円 (3,000千円)	3名 (2名)
合 計 （うち社外取締役）	102,975千円 (3,000千円)	102,975千円 (3,000千円)	10名 (2名)

イ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

- ・取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第32期定時株主総会において取締役（監査等委員を除く。）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額5千万円以内と決議いただいております。
- ・当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役は2名）です。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

【基本方針】

- ・当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、グループ経営に対する責任度合い及び中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮し、適正な水準とすることを基本方針としております。

【基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針】

- ・当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項】

- ・個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長丸山治昭が委任を受けるものとしております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとしております。

- ・指名・報酬委員会は委員の過半数が社外取締役で構成され、委員長も独立社外取締役としております。

③ 社外役員等に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）安永嵩氏は、安永嵩税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社と安永嵩税理士事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）石井裕二氏は、税理士法人世田谷税経センター代表社員税理士を兼務しております。なお、当社と税理士法人世田谷税経センターとの間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	安 永 嵩	取締役会 13回中全て 監査等委員会 14回中全て	主に税理士としての専門的見地から、必要に応じて適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	石 井 裕 二	取締役会 13回中全て 監査等委員会 14回中全て	主に税理士としての専門的見地から、必要に応じて適宜発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 赤坂有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額で記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人赤坂有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「A S J 行動基準」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底することにより、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成していくことを目指す。

内部監査に関する業務については、社長が任命した部署を内部監査担当部署とし、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。

また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用するものとする。

なお、当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係も持たず、毅然とした姿勢で対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の執行に関する事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を「文書取扱規程」において定める。

責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を、定款・法令及び社内規程に基づき、定められた期間において厳正に管理・保管する。

また、子会社についても「関係会社管理規程」により、当社の取締役会の承認を得るべきもの、当社の管理部署に報告すべき事項を定める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、社内規程を整備し、取締役の管理のもと各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

万が一、不測の事態が発生した場合には、社長以下で構成する対策本部を設置して迅速な対応を行い、被害の拡大を防止し最小限に留めるよう努める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行う。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」、「職務権限基準表」その他の社内規程において、それぞれ責任者及びその職務内容、執行手続きの詳細について定める。

業績管理に関しては、取締役会において、年度毎に予算・事業計画を策定し、月次で予実管理を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、これを基礎として、子会社各社で諸規程を定めるとともに、子会社取締役、監査役及び使用人と意思疎通を図ることで、企業集団における情報の共有と職務執行の適正を確保する。

- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。

また、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員は、当社及び子会社の重要な決裁資料及び関係資料を閲覧できるものとする。

重大な定款違反、法令違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の取締役は監査等委員に、子会社の取締役は監査役に速やかに報告する。また、子会社の監査役は、監査等委員に対して子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する。

内部通報窓口担当者は、当社及び子会社の使用人からの内部通報について内容が法定・定款違反等の恐れのあるときは、監査等委員会へ報告する。

- ⑧ 前記⑦の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、内部通報窓口担当者に報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、内部監査室との連携を基に、適切な意思疎通及び効果的な監査を遂行する。また、必要に応じて、会計監査人に報告を求めるものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行については、取締役が法令、定款及び社内規程に則って自ら率先して行動するように徹底しております。取締役会については原則、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- ② 監査等委員会において定めた監査方針、監査計画等に基づき監査を実施するとともに、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、運用状況を確認しております。
- ③ 経営上のリスクの分析及び対策の検討については取締役会が行い、各部署においては、社内規程を整備し、各所属長が運用・管理を行うことによりリスク低減に努めております。
- ④ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、株主資本の充実と長期的な安定収益力の維持に努めていくとともに、継続的に配当を実施していく方針であります。

また、当社は定款の定めに従い、剰余金の配当について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。当期の剰余金の配当につきましては、2022年5月13日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当2円とさせていただきます。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	1,617,580	流 動 負 債	1,081,570
現金及び現金同等物	838,875	短期借入金	181,008
営業債権及びその他の債権	667,568	営業債務及びその他の債務	495,285
棚卸資産	74,544	その他の金融負債	26,585
その他の流動資産	36,592	前受金	210,649
		未払法人所得税等	27,665
		引当金	38,759
		その他の流動負債	101,618
非 流 動 資 産	2,346,003	非 流 動 負 債	395,915
有形固定資産	1,554,370	長期借入金	76,467
のれん	13,134	その他の金融負債	70,018
無形資産	576,331	退職給付に係る負債	143,899
その他の金融資産	192,822	引当金	25,876
繰延税金資産	8,758	繰延税金負債	74,358
その他の非流動資産	586	その他の非流動負債	5,295
		負 債 合 計	1,477,485
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	2,486,099
		資本金	1,375,538
		資本剰余金	1,294,841
		自己株式	△8
		その他の資本の構成要素	93,263
		利益剰余金	△277,536
		資 本 合 計	2,486,099
資 産 合 計	3,963,584	負 債 及 び 資 本 合 計	3,963,584

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 2021年4月1日から
2022年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	2,491,280
売 上 原 価	△1,604,790
売 上 総 利 益	886,490
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△871,967
そ の 他 の 収 益	8,284
そ の 他 の 費 用	△507,553
営 業 損 失	△484,746
金 融 収 益	5,147
金 融 費 用	△1,654
税 引 前 損 失	△481,252
法 人 所 得 税 費 用	△3,350
当 期 損 失	△484,603
親会社の所有者に帰属する当期損失	△484,603

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
2021年4月1日残高	1,373,833	1,245,856	△31,747	81,494	△534
当期損失	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	10,676	1,627
当期包括利益合計	—	—	—	10,676	1,627
新株の発行	1,705	1,604	—	—	—
自己株式の処分	—	47,380	31,739	—	—
配当金	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	48,984	31,739	—	—
2022年3月31日残高	1,375,538	1,294,841	△8	92,171	1,092

	親会社の所有者に帰属する持分			純資産合計
	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計	
	合計			
2021年4月1日残高	80,960	222,819	2,891,722	2,891,722
当期損失	—	△484,603	△484,603	△484,603
その他の包括利益	12,303	—	12,303	12,303
当期包括利益合計	12,303	△484,603	△472,300	△472,300
新株の発行	—	—	3,309	3,309
自己株式の処分	—	—	79,119	79,119
配当金	—	△15,752	△15,752	△15,752
所有者との取引額合計	—	△15,752	66,676	66,676
2022年3月31日残高	93,263	△277,536	2,486,099	2,486,099

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 ASUSA Corporation
株式会社イー・フュージョン
株式会社A S J コマース
アイテックス株式会社

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

・償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

・公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

②金融負債の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債、償却原価で測定される金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者となった取引日に当該金融負債を認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定をしておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

・純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

・償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

取得原価は、原材料費、直接労務費、直接経費及び製造間接費のすべてを含めております。代替性がなく特定のプロジェクトのために製造され区分されている財またはサービスの棚卸資産の原価は個別法により算定しており、その他は先入先出法で算定しております。

④ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 3～50年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具器具備品 3～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ 無形資産の償却方法

(i) のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した、被取得企業に対する譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値を控除した額として、当初測定しております。

のれんは、当初認識後においては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻し入れは行っておりません。

(ii) その他の無形資産

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は取得日現在の公正価値で測定しております。自己創設無形資産は、資産化の要件を満たす開発費用を除いて、発生時の費用として認識しております。

当初認識後は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 3～5年
- ・顧客関連資産 15年

⑥ リース

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定した金額に開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑦ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的又は推定の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合は、引当金の金額は、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値としております。現在価値の算定に当たって使用する割引率は、貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の利率です。時の経過に伴う割引率の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務引当金については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、計上しております。

⑧ 従業員給付

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付は、勤務対価として支払うと見込まれる金額を見積り、割引計算は行わず、負債及び費用として認識しております。有給休暇費用は、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したとき負債及び費用として認識しております。賞与は、当社グループが、従業員から過去に提供された勤務の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合、負債及び費用として認識しております。

(ii) 退職後給付

一部の連結子会社は、従業員の退職後給付の制度として確定給付制度を運営しております。退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付に係る負債とする方法により計算した結果が、IAS第19号の原則的な方法に従って計算した結果と近似しているため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付に係る負債とする方法を適用しております。

⑨ 収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、サービス、受託開発及び商品販売を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社グループは、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識します。

(i) サービス

サービスの提供を収益の源泉とする取引には、保守取引及びその他の役務を提供する取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

(ii) 受託開発

受託開発による取引については、(a)当社グループの履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当社グループの履行が資産を創出するか又は増価させその創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c)当社グループの履行が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務とみなし、いずれにも該当しない場合、一時点で充足される履行義務とみなしております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

(iii) 商品販売

商品販売を収益の源泉とする取引は、商品等の顧客への引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

⑩ 非金融資産の減損

非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産又はその資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及びいまだ使用可能でない無形資産は、毎期又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値及び使用価値のいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及び当該資産固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位について回収可能価額を見積ります。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に配分しております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを発生させないため、全社資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は、全社資産が属する資金生成単位について回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって当該資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

のれんについて認識した減損損失は戻し入れいたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を検討しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。この場合には、減損損失がなかったとした場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額を超えない金額を上限として、純損益として戻し入れております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、「(5) 会計方針に関する事項 ⑩ 非金融資産の減損」に従い、毎期減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額は、事業計画、成長率や割引率等の仮定に基づいて算定されています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されているものの、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。当連結会計年度に計上した金額は、連結財政状態計算書の有形固定資産、のれん及び無形資産になります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産	
有形固定資産	117,006千円
(2) 担保に係る債務	
借入金	89,475千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	733,929千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) その他の収益の内容	
雑収入	7,004千円
その他	1,280千円
合計	<u>8,284千円</u>
(2) その他の費用の内容	
減損損失	502,678千円
その他	4,875千円
合計	<u>507,553千円</u>

(3) 減損損失

① 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

用途	種類
事業用資産	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等
その他	のれん

② 減損損失の認識に至った経緯

サーバーサービス事業及び当社子会社であるアイテックス株式会社のERPシステム事業について、世界経済の景気減速による今後の日本経済の影響を考慮し、中期事業計画を見直した結果、資産又は資産生成単位の回収可能額が帳簿価額を下回ったため、減損損失を「その他費用」として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト9.04%により現在価値に割引いて算定しております。

③減損損失の金額

・サーバーサービス事業

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定	201,780千円
その他	7,447千円
合計	209,228千円

・ERPシステム事業

のれん	282,594千円
ソフトウェア仮勘定	10,856千円
合計	293,450千円

④資産のグルーピングの方法

管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位などを考慮して資産のグルーピングを行っております。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	7,947,100株	4,000株	一株	7,951,100株

(注) 当連結会計年度の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	70,918株	一株	70,900株	18株

(注) 当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第2回新株予約権 (行使価額修正条項付)	普通株式	886,000	—	74,900	811,100	8,029
合計		886,000	—	74,900	811,100	8,029

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたと仮定した場合における株式数を記載しております。

(注) 2. 当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年5月14日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額	15,752千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	2円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額	15,902千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	2円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月10日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループにおける資金運用は、安全性の高いものに限定して運用しております。

営業債権に係る信用リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。金利の変動に係る変動リスクに関しては、当社グループの資金管理事務処理規程に基づき管理しております。金銭債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、純資産価値に基づく評価技法等により算定しております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金は、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により、公正価値を見積っております。

ただし、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融負債)

その他の金融負債は、新株予約権の発行による払込金になり、当社が行使期限の時点で残存する新株予約権の全額を発行価額で買い取るものになります。新株予約権は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として評価しております。また、公正価値はモンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。

② 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	千円	千円	千円	千円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	999	—	164,581	165,580
合計	999	—	164,581	165,580
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
	千円	千円	千円	千円
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債	—	—	8,029	8,029
合計	—	—	8,029	8,029

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル 1 とレベル 2 の間の重要な振替は行われておりません。

③ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、非上場株式のみであり純資産価値に基づく評価技法等により算定しており、これらの公正価値の測定に際しては、インプットの合理的な見積り及び適切な評価モデルの選択を含めて、評価結果は財務最高責任者によりレビューされ、承認されております。

なお、観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

④ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の当期首から当期末までの変動は以下のとおりであります。

期首残高	149,457千円
利得及び損失合計	
その他の包括利益	10,510千円
その他	4,612千円
期末残高	<u>164,581千円</u>

7. 投資不動産に関する注記

投資不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 売上収益の分解

サービス	1,084,026千円
受託開発	549,567千円
商品販売	857,686千円
合計	<u>2,491,280千円</u>

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権

売掛金	275,840千円
未収入金	391,727千円
契約負債	
前受金	210,649千円

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、対価について重要な金融要素は含んでおりません。

(4) 契約コストから認識した資産

当社グループは、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト及び履行に係るコストはありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 312円67銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期損失 | △61円13銭 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期損失 | △61円13銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	948,910	流 動 負 債	706,309
現金及び預金	506,983	短期借入金	181,008
売掛金	34,889	買掛金	15,274
仕掛品	1,640	未払金	381,417
貯蔵品	749	未払費用	9,422
前払費用	3,570	未払法人税等	11,436
未収入金	344,903	前受金	86,585
短期貸付金	50,000	預り金	9,832
その他	6,173	その他	11,332
固 定 資 産	2,609,538	固 定 負 債	81,401
有 形 固 定 資 産	1,421,452	長期借入金	76,467
建物	475,595	その他	4,934
構築物	637	負 債 合 計	787,710
車両運搬具	15,948	純 資 産 の 部	
工具器具備品	0	株 主 資 本	2,764,757
土地	921,470	資本金	1,375,538
建設仮勘定	7,800	資本剰余金	1,284,914
投資その他の資産	1,188,085	資本準備金	686,101
投資有価証券	33,399	その他資本剰余金	598,813
関係会社株式	1,153,708	利益剰余金	104,311
その他	977	その他利益剰余金	104,311
繰延資産	2,353	繰越利益剰余金	104,311
		自己株式	△8
		評価・換算差額等	305
		その他有価証券評価差額金	305
		新株予約権	8,029
資 産 合 計	3,560,802	純 資 産 合 計	2,773,092
		負 債 純 資 産 合 計	3,560,802

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2021年4月1日から
2022年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		774,764
売 上 原 価		375,780
売 上 総 利 益		398,983
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		419,026
営 業 損 失		△20,042
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	25,064	
そ の 他	1,509	26,574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,727	
新 株 予 約 権 発 行 費 償 却	1,435	
そ の 他	1,820	4,983
経 常 利 益		1,548
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,196	3,196
特 別 損 失		
減 損 損 失	209,583	209,583
税 引 前 当 期 純 損 失		△204,838
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,277
当 期 純 損 失		△208,116

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2021年4月1日残高	1,373,833	684,396	551,433	1,235,829	328,180	328,180
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△15,752	△15,752
当期純損失	—	—	—	—	△208,116	△208,116
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,705	1,705	47,380	49,085	—	—
事業年度中の変動額合計	1,705	1,705	47,380	49,085	△223,869	△223,869
2022年3月31日残高	1,375,538	686,101	598,813	1,284,914	104,311	104,311

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2021年4月1日残高	△31,747	2,906,096	139	139	8,771	2,915,007
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△15,752	—	—	—	△15,752
当期純損失	—	△208,116	—	—	—	△208,116
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	31,739	82,529	165	165	△741	81,954
事業年度中の変動額合計	31,739	△141,339	165	165	△741	△141,915
2022年3月31日残高	△8	2,764,757	305	305	8,029	2,773,092

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
車両運搬具	6年
工具器具備品	3～20年

2) 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費 新株予約権の権利行使期間（3年）にわたり定額法によって償却しております。

株式交付費 3年間の定額法によって償却しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては該当がないため計上しておりません。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、サービス、受託開発を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社は、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識します。

1) サービス

サービスの提供を収益の源泉とする取引には、保守取引及びその他の役務を提供する取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

2) 受託開発

受託開発による取引については、(a)当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当社の履行が資産を創出するか又は増価させその創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c)当社の履行が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当する場合、一定の期間にわたり充足される履行義務とみなし、いずれにも該当しない場合、一時点で充足される履行義務とみなしております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、収益を認識しております。

一時点で充足される履行義務は、作業の完了、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額での収益を認識することといたしました。

これにより、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事進行基準を適用して収益認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価が13,689千円増加しております。なお、当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式(貸借対照表残高 1,153,708千円)の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しており、連結計算書類作成における有形固定資産、のれん及び無形資産の減損テストに使用されたものと同様の事業計画、成長率や割引率等を考慮しています。これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定されているものの、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	
有形固定資産	117,006千円
(2) 担保に係る債務	
借入金	89,475千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	574,197千円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	52,731千円
関係会社に対する短期金銭債務	5,026千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	116,666千円
売上高	94,040千円
販売費及び一般管理費	22,626千円
営業取引以外の取引高	20,381千円

(2) 減損損失

①減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

用途	種類
事業用資産	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等

②減損損失の認識に至った経緯

サーバーサービス事業について、世界経済の景気減速による今後の日本経済の影響を考慮し、中期事業計画を見直した結果、資産又は資金生成単位の回収可能額が帳簿価額を下回ったため、減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前加重平均資本コスト9.04%により現在価値に割引いて算定しております。

③減損損失の金額

・サーバーサービス事業	
ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定	201,781千円
その他	7,446千円
合計	<u>209,228千円</u>

④資産のグルーピングの方法

管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位などを考慮して資産のグルーピングを行っております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	70,918株	一株	70,900株	18株

(注) 当事業年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び、繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 2,432千円

未払事業所税 332千円

税務上の繰越欠損金 140,994千円

減損損失 91,496千円

繰延税金資産集計 235,256千円

評価性引当額 △235,256千円

繰延税金資産計 －千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △134千円

繰延税金負債計 △134千円

繰延税金資産（負債）の純額 △134千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アイテックス株式会社	直接 100.0	役員 の 兼 任	資金の貸付	50,000	短期貸付金	50,000
				利息の受取	145	前受金	49

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	347円76銭
(2) 1株当たりの当期純損失	△26円25銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社A S J

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 顕三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 令史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A S Jの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社A S J及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること

また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら

れる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社A S J

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 顕三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 令史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A S Jの2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎とな

る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社A S J 監査等委員会

常勤監査等委員 田 村 公 一 ㊟
監 査 等 委 員 安 永 嵩 ㊟
監 査 等 委 員 石 井 裕 二 ㊟

(注) 監査等委員安永嵩及び石井裕二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>「附則」</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</p> <p>「附則」</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会(委員の過半数は社外取締役)の答申を経て、取締役会が決定しております。また、監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	丸山 治昭 (1953年1月16日)	1984年2月 当社設立 代表取締役社長就任 2005年1月 代表取締役会長兼社長 最高経営責任者就任（現任） (重要な兼職の状況) アイテックス株式会社 取締役会長	3,164,600株
	(取締役候補者とした理由) 丸山治昭氏は、1984年に当社を設立以来、創業者として、常に優れた先見性とリーダーシップを発揮して、会社を牽引してまいりました。今後も、当社グループの企業価値の向上・業容の拡大に向けて、経営方針・企業戦略の意思決定を行う取締役として適任と考え、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	青木 邦哲 (1967年5月14日)	1999年4月 当社入社 1999年12月 取締役就任 2005年4月 常務取締役最高財務責任者就任 2008年4月 専務取締役最高財務責任者就任 2013年7月 専務取締役最高執行責任者就任 (現任) (重要な兼職の状況) アイテックス株式会社 代表取締役社長	107,200株
	(取締役候補者とした理由) 青木邦哲氏は、最高財務責任者及び最高執行責任者を歴任する等、当社グループの財務・経営全般において尽力しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ぬまぐち よしろう 沼口 芳朗 (1963年5月10日)	2000年9月 当社入社 2001年4月 執行役員就任 2002年6月 取締役就任 2005年4月 常務取締役最高技術責任者就任 2008年4月 専務取締役最高技術責任者就任 (現任) (重要な兼職の状況) アイテックス株式会社 取締役副社長	13,100株
(取締役候補者とした理由) 沼口芳朗氏は、最高技術責任者を務め、当社グループの技術全般を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	なかじま しげき 中島 茂喜 (1953年6月7日)	1983年10月 昭和監査法人 入社 1987年10月 公認会計士 登録 2013年6月 新日本有限責任監査法人 退社 2013年7月 当社入社 同 執行役員最高財務責任者就任 2018年6月 常務取締役最高財務責任者就任 (現任) (重要な兼職の状況) アイテックス株式会社 取締役管理本部長	700株
(取締役候補者とした理由) 中島茂喜氏は、当社の最高財務責任者として、当社グループの財務・会計全般を含む管理業務全般を統括しております。また、公認会計士として長年の実績を有しており、その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	た 田 しろ 代 ひろ 博 ゆき 之 (1973年7月25日)	1999年5月 当社入社 2008年6月 取締役就任(現任) (担当) 事業本部担当役員 (重要な兼職の状況) 株式会社A S J コマース 取締役	82,800株
	(取締役候補者とした理由) 田代博之氏は、各種サービスの運営全般を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。		
6	ほし 星 とし 俊 ひで 秀 (1975年1月19日)	1998年3月 当社入社 2007年4月 開発部長就任 2008年4月 A P 開発部長就任 2008年6月 取締役就任(現任) (担当) 開発部担当役員 (重要な兼職の状況) 株式会社イー・フュージョン 取締役	22,000株
	(取締役候補者とした理由) 星俊秀氏は、ソフトウェア開発を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。		
7	に 井 たけ 健 とも 友 (1975年6月26日)	2000年8月 当社入社 2008年6月 取締役就任(現任) 2021年12月 社会保険労務士 登録 (担当) I R 部兼情報セキュリティ室担当役員 (重要な兼職の状況) 株式会社A S J コマース 取締役 アイテックス株式会社 取締役 情報セキュリティ室長	5,000株
	(取締役候補者とした理由) 仁井健友氏は、法定開示・適時開示等に関する業務及びCISA(公認情報システム監査人)として情報セキュリティに関する業務を統括しております。その実績・経験から、当社の企業価値の向上に資する者として、引き続き取締役候補者いたしました。		

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、新たに監査等委員である取締役1名を増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）の答申を経て、取締役会が決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おく おき さだ み美 奥 脇 貞 美 (1956年6月28日)	2013年7月 東京国税局 調査第二部 統括国税調査官 2015年7月 東京国税局 調査第四部 統括国税調査官 2016年7月 鎌倉税務署長 2022年3月 税理士 登録 奥脇貞美税理士事務所所長(現任) (重要な兼職の状況) 奥脇貞美税理士事務所所長	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 奥脇貞美氏は、税理士として会社税務・法務に精通しており、当社の経営の監督ならびに監査に活かして頂くとともに、当社の業務執行への助言や牽制などが期待できることから、社外取締役の職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥脇貞美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、監査等委員である取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令の定める額のいずれか高い額としており、奥脇貞美氏が選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

